

令和5年度見積合せ実施要領

下記のとおり公募見積合せを行いますので、参加を希望する方は、必要書類を本要領に従って提出して下さい。

令和5年6月14日

門真市長 宮本 一孝

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 令和5年度門真市国民健康保険保健指導業務委託
- (2) 履行場所 門真市役所、門真市保健福祉センター、門真市民プラザ、南部市民センター、委託業者の個人情報に留意した場所
- (3) 概要 次に掲げる業務
 - ア 特定保健指導
 - イ 特定保健指導未利用者勧奨
- (4) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで

2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当し、その資格が確認された者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項

の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱(平成18年12月6日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱(平成24年6月1日施行)に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 本市の令和5年度の一般委託・物品等の入札参加資格者として「7-f」〔医療福祉関連業務〕に登録があること。
- (7) 平成31年4月1日から申請締切日までに地方公共団体と特定保健指導事業の契約を締結し、誠実に履行したこと。
- (8) 3(1)に掲げる書類を全て提出できる者であること。

3 見積合せ参加の申し出

- (1) 見積合せに参加を希望する者は、次の書類を提出しなければなりません。

なお、期限までに次の書類を提出しない者は、本見積合せに参加することができません。

ア 見積合せ参加申出書(様式A)

イ 見積書(様式1)

ウ 2(7)の条件を満たす実績を確認することのできる書面(契約書等)の写し

- (2) 見積合せの参加に必要な書類の交付

見積合せの参加に必要な書類は、本市ホームページ(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付します。

ア 交付期間及び交付時間

ホームページ掲載日から令和5年6月26日(月曜日)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 交付場所

門真市中町1番1号 門真市役所 別館1階
門真市保健福祉部健康保険課管理グループ

(3) 申請書類の受付

申請書類は持参又は郵送（当日必着）とします。

ア 受付期間及び受付時間 3(2)アに同じ

イ 受付場所 3(2)イに同じ

4 仕様書の取得

(1) 仕様書は、本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか、以下の日時場所において交付します。

ア 交付期間及び交付時間 3(2)アに同じ。

イ 交付場所 3(2)イに同じ。

(2) 仕様書に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問・回答書（様式C）を使用して、FAX又は電子メールにて質問してください。また、FAX又は電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をしてください。

ア 期間

ホームページ掲載日から令和5年6月16日（金曜日）午後5時30分まで
ただし、送信後の電話確認については、午前9時から午後5時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に行ってください。

イ 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 別館1階
門真市保健福祉部健康保険課管理グループ

電話 06(6902)1231(代表) (内線: 3412)

06(6902)5989(直通)

FAX 06(6905)3264

E-mail: sim04@city.kadoma.osaka.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)
に令和5年6月19日(月曜日)に掲載します。

5 見積合せの方法

ア 本見積合せにおいては、その総合計金額の最低の者を契約候補者とし、見積合せ参加資格の確認後、契約の相手方に決定するものとします。ただし、契約するに当たっては、各項目の見積り単価が、予定単価の制限の範囲内であることとします。

イ 本件見積合せの契約候補者は、総合計金額が予定価格を超えない見積りの提出者となります。

ウ 最低額と同額見積りが2者以上になった場合、価格交渉を行い、より安価な見積額を提示した業者を契約候補者と決定するものとします。

エ 見積合せ参加者が、1者に満たない場合は見積合せを中止します。

オ 契約金額決定に当たっては、総合計金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

カ 電報による見積合せは認めません。

6 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効となります。

- (1) 見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積り
- (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積り
- (3) 見積りに際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積り
- (4) 所定の日時又は場所に提出しない見積り
- (5) 記名を欠く見積り
- (6) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積り
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り
- (9) 必要とする書類を添付しない見積り

7 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。

- (2) 契約の相手方として確認され、連絡があった時は、速やかに契約締結の申出をしなければなりません。

8 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の5に相当する額以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

9 支払条件 完了払（実施月毎）

10 契約規則の閲覧

門真市契約に関する規則については、本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) で閲覧することができます。

11 その他

- (1) 見積合せ参加者は、本要領のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。
- (2) 本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。
- (3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。
- (4) 元請負人、下請負人等は、契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けた際には、市へ速やかに報告してください。
- (5) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むようにしてください。
- (6) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。
- (7) 見積合せ行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。

12 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 別館1階

門真市保健福祉部健康保険課管理グループ

電話 直通 06 (6902) 5989

大代表 06 (6902) 1231 (内線3412)